

令和元年 第6回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和元年6月5日(水) 13時30分

2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 501会議室

3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	川本 英治	2	木下 弘一	3	岡 善 男
4	樋 田 都	5	森 博文	6	河野 誠子
7	矢野 彰	8	正本 勝彦	9	欠席
10	松良 公人	11	大本 定一	12	長岡 由紀
13	萩森 敏久	14	二宮 政明	15	欠席
16	橋岡 武志	17	土居 敬幸	18	清水 稔
19	欠席				

○出席職員

事務局長 菊地 一彦

事務局次長 西村 真徳

事務局 阿部 真土、新田 温乃

○欠席委員

9番 鎌田 長和委員

15番 若松 勲委員

19番 柴田 紳一郎委員

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件

議案第29号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について 1件

議案第 30 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について	1 件
議案第 31 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）	4 件
議案第 32 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）	23 件
議案第 33 号	農用地利用配分計画案に関する意見について	4 件
報告第 4 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について	13 件

第 4 協議・連絡事項

- ・令和元年度農業委員会県外視察研修について
- ・農業者年金について
- ・令和元年第 7 回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和元年第 6 回八幡浜市農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は 19 人中、16 人で総会成立の定足数に達しております。

本日の欠席委員は、「9 番、鎌田 長和委員」、「15 番、若松 勲委員」、「19 番、柴田 紳一郎委員」の 3 人でございます。

それでは、二宮会長から招集のご挨拶を申し上げます。

(二宮会長挨拶)

議長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは議事録署名人に「11 番、大本 定一委員」、「12 番、長岡 由紀委員」を指名します。

議長 それでは付議案件に入ります。
議案第 28 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程致します。

番号 21、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第 28 号、番号 21、について説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「456 m²」。
議案書 1 ページには〇〇〇〇から〇〇〇〇まで。
議案書 2 ページには〇〇〇〇から〇〇〇〇まで掲載しています。
計 18 筆、「6,155 m²」、3 条使用貸借です。
譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇。
譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇。

申請事由としては、譲渡人は「後継者に土地を貸し、農業を行わせたい」。譲受人は「農地を借り受け、農業経営を行いたい」であります。

譲受人の経営面積「267.3a」。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

1 2 番

譲渡人の〇〇〇〇さん、年齢は〇〇〇〇、まじめに農業をしています。

息子さんが〇〇〇〇さん、〇〇〇〇です。〇〇〇〇を卒業されて、今年の春から農業を始めたいということで帰ってこられました。

2 人とも本当にまじめなお父さんと息子さんですので、よろしくお願いします。

議長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員

(意見、質問等なし)

議長

ないようですので承認することにご異議ございませんか。

- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することと致します。
- 議長 続きまして、番号 22、事務局の説明を求めます。
- 事務局 番号 22 を説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「711 m²」、外 2 筆、計「4,788 m²」、3 条使用貸借です。
譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇。
譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇。
申請事由としては、譲渡人は「後継者に農地を貸したい」。譲受人は「親所有の農地を使用し、農業経営をしていきたい」であります。
譲受人の経営面積「286.2 a」。
本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
説明は以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 14 番 番号 22 を説明します。
〇〇〇〇さんは〇〇〇〇、〇〇〇〇くんも今年〇〇〇〇を卒業されて、新規就農しております。
今回、〇〇〇〇の生産部長をされることになっております。
〇〇〇〇くんも一生懸命頑張っております。
よろしく申し上げます。
- 議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委員 (意見、質問等なし)
- 議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、議案第 29 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」。
番号 4、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 29 号、番号 4 を説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「257 ㎡」です。
申請人〇〇〇〇、〇〇〇〇、「農業」です。
転用目的「貸駐車場」、転用理由「申請地の周囲には農地がなくなり、農薬散布や施肥による近隣住民からの苦情があるので貸駐車場に転用し収入を得たい」とのことです。
参考資料の 1 ページ、位置図をご覧ください。
申請地は、〇〇〇〇の近くに位置しており、都市計画用途地域の「準工業地域」にあたります。このことから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により都市計画法に規定する用途地域内農地に該当するため、「第 3 種農地」となります。
この第 3 種農地の転用は、同通知により原則許可をすることができることから、本案件は、転用の確実性や周辺の営農条件への支障等に特段問題がなければ、許可できるものと考えます。
参考資料 2 ページから 3 ページまでに、地番地目図及び土地利用計画図を掲載していますので、ご確認ください。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

17 番 説明します。
地図にありますこの土地は、〇〇〇〇の裏通りに接しているところにあります。
現状は清見を植えていまして、よく管理されているのですが、周りは全てアスファルト、コンクリートに囲まれている土地で、周囲の状況等考えたら、今後この土地は計画書にあるように駐車場として利用の方が、有効利用できる土地ではないかと思えます。
以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、議案第 30 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」。
番号 3、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 30 号、番号 3 を説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「212 m²」、所有権移転です。
譲渡人〇〇〇〇、〇〇〇〇、「無職」です。
譲受人〇〇〇〇、〇〇〇〇、「アパート経営」です。
転用目的「貸駐車場」、転用理由「賃貸共同住宅を所有しているが、駐車場が狭く入居者全員の駐車ができないので、申請地を譲り受けて駐車場にしたい」とのことです。
参考資料の 4 ページ、位置図をご覧ください。
申請地は、〇〇〇〇に位置しており、都市計画用途地域の「第一種住居地域」にあたります。このことから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により都市計画法に規定する用途区域内農地に該当するため、「第 3 種農地」となります。
この第 3 種農地の転用は、同通知により原則許可をすることができることから、本案件は、転用の確実性や周辺の営農条件への支障等に特段問題がなければ、許可できるものと考えます。
参考資料 5 ページから 6 ページまでに、地番地目図及び図面等を掲載していますので、ご確認ください。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

- 17番 説明します。
先ほどの土地の裏側に位置する土地です。
周囲の状況等考えて、この土地も駐車場にして今後利用する方が有効利用であるのではないかと思います。
- 議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委員 (意見、質問等なし)
- 議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することと致します。
- 議長 続きまして、議案第31号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」。
番号32、事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第31号、番号32を説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「516㎡」、外1筆、計「559㎡」。
所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「0a」、売買価格〇〇〇〇。
ここで、議案第31号用の参考資料1ページをご覧ください。
〇〇〇〇の経営面積は「0a」となっていますが、こちらのとおり就農計画を立てているため問題ありません。
以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 2番 所有権を移転する〇〇〇〇さんですが、少し話が出ていましたが、〇〇〇〇の親父さんで、〇〇〇〇を超えられて奥さんと二人で農業経営をされていますが、だいぶしんどくなりだしたということで、近所

の〇〇〇〇君、この子は〇〇〇〇を今年卒業して祖父母と一緒に農業をがんばっております。

両親は勤めに出ていますが、農業の方がいいということで頑張っております。

ちょうどいい若い者が来たということで、〇〇〇〇さんがうちの農地も作ってくれないかということで話をしました。

この土地は、柿を作っていたんですが、今は伐採してみかんの苗木を植えて頑張っております。

よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

(〇〇〇〇退席)

議長 続きまして、番号 33、34、事務局の説明を求めます。

事務局

番号 33、34 を一括して説明します。

番号 33、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「256 m²」。

所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「0 a」、売買価格〇〇〇〇。

〇〇〇〇の経営面積は「0 a」となっていますが、父〇〇〇〇の所有地「約 72 a」を耕作しているため経営面積については問題ありません。

番号 34、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「3.97 m²」。

所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

所有権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「363.1 a」、売買価格〇〇〇〇。

なお、この案件は平成 30 年 3 月 1 日総会において審議した売買案件、〇〇〇〇、外 1 筆、計「481 m²」と合わせて〇〇〇〇とのことです。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8 番 番号 33 ですが、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん、〇〇〇〇関係になります。

所有権を移転する〇〇〇〇さんは今、〇〇〇〇にお住まいですが、高齢となりまして、土地を処分したいということで今回このような売買に至っております。

番号 34 ですが、〇〇〇〇さんと、〇〇〇〇の中でも 1、2 を争う優秀な農家の〇〇〇〇さんとの売買です。

先ほど事務局から説明がありましたが、これは去年売買をしたのですが、この 3.97 m²という僅かな土地を私たちが見落としていまして、この〇〇〇〇さんの方が、固定資産税の通知がまだ来ているんですがどうなっているのかということで調べたところこの土地が残っていたということで、今回このような形になっております。

以上です。よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

(〇〇〇〇着席)

議 長 続きまして、番号 35、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 35 を説明します。

農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「584 m²」。
所有権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
所有権の移転を受ける者〇〇〇〇〇〇〇〇〇、経営面積「365.8 a」、
売買価格〇〇〇〇。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

17番 番号35を説明します。
買い手の〇〇〇〇くん、数年前に〇〇〇〇を卒業しました。
お父さんは、今度、〇〇〇〇の生産部長をやられる方で、親子3人
で幅広くやっているところです。
〇〇〇〇さんの園地の隣の土地もあるということで、今回このよう
な話となっております。
よろしくお願ひします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第32号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地
利用集積計画の承認について」、「利用権貸借」
番号149、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第32号、番号149を説明します。
農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「3,966 m²」、新規
の使用貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「267.3 a」、
期間「10年7カ月」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

3 番 貸し手の〇〇〇〇さんは高齢で、農業をほとんどできない状況でございます。

借り手の〇〇〇〇さんは、冒頭にもありましたが、〇〇〇〇の方から〇〇〇〇の山の奥、ここはナシ園ですが、私なぜ作るのかと思いましたが、どうも義理の祖父とか、親戚になるということで、作ってくれないかという話だったと思います。

〇〇〇〇君、私が聞いた時は〇〇〇〇と言われていましたけど、先ほど〇〇〇〇、〇〇〇〇と言われ、その間に1歳年を取られたのか分かりませんが、〇〇〇〇と聞きました。

〇〇〇〇さんは、地元ではキウイフルーツは作っているけど、梨は作ったことがない、落葉果樹は初めてで、全然作り方が違うんですけどという話があったのですが、〇〇〇〇さんから指導を受けて、〇〇〇〇さんは今の若者と思いますが、農業に対する意欲も十分見受けられましたので問題ないと思います。

よろしくをお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号150、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号150を説明します。

農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「2,503 m²」、外1筆、計「3,138 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「95.8 a」、
期間「10年7カ月」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 番 番号 150 を説明します。

貸し手は〇〇〇〇さんとなっていますが、お父さんが高齢で、〇〇〇〇を超えていると思いますが、お父さんが山を切り盛りしています。

〇〇〇〇さんは、ここ二、三カ月ずうっと出てきている新規就農者で、あまり成園を持たれていません。

この農地は成園で、みかんが生りよる畑ですので、おそらく収入が上がると思いますので、これでいいと思います。

よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 151、152、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 151、152 を一括して説明します。

番号 151、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「2,033 m²」、外 3 筆、計「5,461 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「0 a」、期間「20年7カ月」、賃借料〇〇〇〇。

なお、〇〇〇〇の経営面積については、議案第 31 号、番号 32 で説明したとおりです。

番号 152、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,065

m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「325.9 a」、
期間「15年7カ月」、賃借料〇〇〇〇。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

2 番 番号 151 から説明します。

貸し手の〇〇〇〇さんをご存知の方もおられると思いますが、〇〇〇〇をされていて、現在農業を継がれています。

〇〇〇〇を過ぎて、親父さんとお袋さんも就農されていますけど、大分体が弱ってきたということです。

奥さんは去年から就農をされて今頑張っておられます。

大分苗木に改植されて、それが生りだし、体的にもしんどい所も出てくるということで、〇〇〇〇くんが就農したということで、〇〇〇〇〇くんと〇〇〇〇〇くんのお父さんが同級生で、爺ちゃん、婆ちゃんも大変仲の良い、一緒に住み分けもされていた、仲の良い家族同士でして、お前がいるなら、すまないがやってくれないかということで話が進んでおります。

番号 152、〇〇〇〇さん、だいぶ年を取られて山へは行けない状態になられていて、息子さんが少しずつ山をやられています、息子さんの体が本調子ではないこともあり、荒れかけているような園地です。

借り手の〇〇〇〇さんですが、4年ぐらい前まで〇〇〇〇をされていて、お袋さんが亡くなられて、親父さん一人では大変だということで就農され、がんばっております。

それで、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇くんのお父さんも同級生ということもありまして、あたってくれないかということで話がまとまったということです。

よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することと致します。
- 議長 続きまして、番号 153、154、事務局の説明を求めます。
- 事務局 番号 153、154 を一括して説明します。
番号 153、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「2,064 m²」、外 3 筆、計「2,653 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「31.5 a」、期間「9 年 8 カ月」、賃借料〇〇〇〇。
〇〇〇〇の経営面積は〇〇〇〇となっておりますが、この度農地を借り受けることで、下限面積要件を満たすため、経営面積について問題ありません。
番号 154、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「291 m²」、外 2 筆、計「1,771 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「165.2 a」、期間「9 年 10 カ月」、賃借料〇〇〇〇。
以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 10 番 番号 153 を説明します。
〇〇〇〇さんは、サラリーマンをされており、奥さんも〇〇〇〇をしていておりまして、畑を少しずつ処分したいということです。
借り手の〇〇〇〇くんは、I ターンで〇〇〇〇から来られて、今年から〇〇〇〇の方に就農した子です。
〇〇〇〇くんがお世話になっていた方が元々〇〇〇〇さんのこの畑を作っていたということもありまして、今回、このようになりました。
よろしく申し上げます。
- 11 番 番号 154 を説明します。
〇〇〇〇さん夫婦は、〇〇〇〇を超え、高齢となり、農地を誰かに

作って貰いたいということで、若い〇〇〇〇さんの方に作ってくれないかということで話がまとまりました。

よろしくお願いします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 155 から 162 まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局

番号 155 から 162 までを一括して説明します。

番号 155、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「2,341 m²」、外 1 筆、計「2,673 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「325.9 a」、期間「3 年 10 カ月」、賃借料〇〇〇〇。

番号 156、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「4,757 m²」、外 1 筆、計「5,832 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「0 a」、期間「8 年 10 カ月」、賃借料〇〇〇〇。

〇〇〇〇の経営面積は「0 a」となっていますが、この度、農地を借り受けることで下限面積要件を満たすため、経営面積について問題ありません。

番号 157、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「2,189 m²」、外 5 筆、計「1 万 1,292 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、期間「8 年 10 カ月」、賃借料〇〇〇〇。

番号 158、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「447 m²」、外 3 筆、計「2,944 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「68.2 a」、期間「9 年 11 カ月」。

番号 159、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「550 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「200.2 a」、期間「9 年 10 カ月」、賃借料〇〇〇〇。

番号 160、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,290 m²」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「240.2 a」、期間「9 年 10 カ月」、賃借料〇〇〇〇。

番号 161、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「505 m²」、外 4 筆、計「3,541 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「325.9 a」、期間「4 年 8 カ月」。

番号 162、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「165 m²」、外 5 筆、計「2,957 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、期間「9 年 10 カ月」。

以上です。

議 長

地元委員の説明を求めます。

1 2 番

番号 155 から説明します。

貸し手の〇〇〇〇さんのこの土地ですが、〇〇〇〇に貸し付けていたのですが、〇〇〇〇が潰れたということで、後ほど解約の方ができますが、その土地です。

〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇という部落の出身ですが、〇〇〇〇の方に行かれています。

両親がもういないくて、農地を作る人がいないということで〇〇〇〇君が作るということです。

番号 156、〇〇〇〇君、この土地も〇〇〇〇に貸し付けをしてい

たのですが、それを解約して、〇〇〇〇さんに貸したいということです。

〇〇〇〇君は、年齢は〇〇〇〇ぐらいですが、〇〇〇〇で、〇〇〇〇が出たりして、体の調子が悪いということで、〇〇〇〇さんに貸し出すということです。

〇〇〇〇さんは〇〇〇〇で、〇〇〇〇の方に一時勤めていました。年齢は、〇〇〇〇です。

こちらに来てミカン作りがしたいということで、〇〇〇〇君という方が〇〇〇〇いるのですが、そこで2年程ミカン作りを手伝っていたのですが、このような土地が出るということで、この際、その土地を借りて農業を始めたいということで、〇〇〇〇さんが借りるということです。

番号 157、〇〇〇〇さん、面積は「11,292 m²」と広いのですが、〇〇〇〇さんは親父さんで、高齢です。

〇〇〇〇さんという〇〇〇〇の息子さんがいるのですが、少し園地を減らしたいということで、〇〇〇〇に貸し出していたのですが、〇〇〇〇さんが作ってみたいということで話が来ております。

番号 158、〇〇〇〇さんも高齢で、奥さんがいるのですが、奥さんは〇〇〇〇勤めております。

息子さんもいるのですが、息子さんも外の仕事をしておりまして、農業をする人がいないので、〇〇〇〇君に作って頂きたい。

〇〇〇〇君は、〇〇〇〇をさせている〇〇〇〇さんの息子さんで、園地を増やしているところなので、話がまとまりました。

番号 159、〇〇〇〇さんの土地を〇〇〇〇さんが作るようになっております。

〇〇〇〇さんも〇〇〇〇近くになっており、娘さんは勤めに出ており、農業をする人がいないということで、同じ部落の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇で、バリバリ農業が出来ますので、その方が作るようになっております。

番号 160、貸し手の〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇ぐらいです。

この園地を〇〇〇〇くんが最近借り受けた土地の隣接地で、一緒に作るということで話が来ています。

〇〇〇〇くんは、〇〇〇〇ぐらいですかね、まだ、バリバリやると思っていますので、よろしく願います。

〇〇〇〇さんの土地と〇〇〇〇さんの土地、これも〇〇〇〇に貸していました。

〇〇〇〇は、〇〇〇〇を中心としたネット販売、通信販売をしている会社だったのですが、そこに〇〇〇〇くんという子が主に作って、生産物を出して販売していたような形ですが、〇〇〇〇の会社が潰れましたので、〇〇〇〇くんも大分損をしているようですが、この2つの土地は収入が上がるので、ぜひ自分が借り手となって作りたいということで、このような形となりました。

よろしくをお願いします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 163 から 166 まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局

番号 163 から 166 までを一括して説明します。

番号 163、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「723 m²」、使用貸借の移転です。

利用権を移転する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の移転を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「286.2 a」、期間「15 年 1 カ月」。

番号 164、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「252 m²」、外 2 筆、計「4,230 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「0 a」、期間「8 年 10 カ月」。

〇〇〇〇の経営面積は「0 a」となっていますが、この度、農地を借り受けることで下限面積要件を満たすため、経営面積について問題

ありません。

番号 165、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「412 m²」、外 3 筆、計「6,460 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、期間「8 年 10 カ月」。

番号 166、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「69 m²」、外 1 筆、計「137 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、経営面積「0 a」、期間「8 年 10 カ月」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 4 番 説明します。

番号 163、先ほどもありましたように〇〇〇〇さん、親子で農業をやっておられます。

〇〇〇〇が借りていた農地を〇〇〇〇へ移転するという形となっています。

番号 164 から 166 までです。

貸し手の〇〇〇〇さん、家族で持たれている土地です。

先ほど〇〇〇〇から説明のあったように、すべて合わせたら 1 町程あるのですが、〇〇〇〇名義で借りていたのですが、〇〇〇〇が地元の〇〇〇〇で借りるということで、こちらの農地はすることができないということです。

新規就農という形で、1 町程作りたいということで、希望される方が出てきましたので、〇〇〇〇さんからこちらに代わることになりました。

よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 167 から 169 まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 番号 167 から 169 まで一括して説明します。

番号 167、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「553 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「448 a」、期間「10 年」。

番号 168、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,463 m²」、外 1 筆、計「2,570 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「1,006 a」、期間「9 年 10 カ月」。

番号 169、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,897 m²」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、期間「9 年 10 カ月」。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

17番 番号 167、貸し手の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇で、元々この土地は〇〇〇〇さんが数十年、お父さんと一緒に作られていたのですが、今回は〇〇〇〇さんが作るということです。

〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇の方や〇〇〇〇の方など外国の方を雇って手広くやられています。

番号 168、169、貸し手の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんは親子で、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんのお父さんとお母さんが主に山はやられております。

元々この土地は、〇〇〇〇さんという方、数年前、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ出作へ行って、〇〇〇〇の事故で亡くなられた方がおられるのですが、その方の息子さんです。

で、現状、その面積を維持するのが難しいということで、今回、10町目指して作られている〇〇〇〇さんをお願いするものです。
よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 170、171、再設定です。事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 170、171 を一括して説明します。
番号 170、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「2,493 m²」、外 1 筆、計「3,347 m²」。
利用権を設定する者〇〇〇〇、〇〇〇〇。
利用権の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「86 a」、期間「9 年 8 カ月」、使用貸借の再設定です。
以降の案件については説明を省略します。
以上です。

議 長 再設定のため地元委員の説明を省略します。

議 長 ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、議案第 33 号「農用地利用配分計画案に関する意見について」
番号 3 から 6 まで、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第 33 号、番号 3 から 6 までを一括して説明します。
番号 3、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「2,667 m²」。
農地の所有者〇〇〇〇、中間管理機構を通した賃貸借の移転です。
権利の設定を受ける者〇〇〇〇、〇〇〇〇、経営面積「31.5 a」、
期間「令和 4 年 7 月 31 日」、賃借料〇〇〇〇です。
なお、〇〇〇〇の経営面積については、議案第 32 号、番号 153 で
説明したとおりですので省略します。
番号 4、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「1,166 m²」。
農地の所有者〇〇〇〇、中間管理機構を通した賃貸借の移転です。
権利の設定を受ける者〇〇〇〇、期間「令和 6 年 3 月 31 日」、賃借
料〇〇〇〇です。
番号 5、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「612 m²」、
外 1 筆、計「1,748 m²」。
農地の所有者〇〇〇〇、中間管理機構を通した賃貸借の移転です。
権利の設定を受ける者〇〇〇〇、期間「令和 6 年 3 月 31 日」、賃借
料〇〇〇〇です。
番号 6、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「866 m²」、
外 1 筆、計「898 m²」。
農地の所有者〇〇〇〇、中間管理機構を通した賃貸借の移転です。
権利の設定を受ける者〇〇〇〇、期間「令和 6 年 3 月 31 日」、賃借
料〇〇〇〇。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10 番 説明します。
いずれの畑も中間管理機構を通して、先ほども説明したとおり、〇
〇〇〇で今年就農された〇〇〇〇さんへ移転するものです。
その方が研修を始めるタイミングからあたり手の無かった畑を中
心に、〇〇〇〇さんが就農するために〇〇〇〇が管理してくれていた
畑です。

以上です。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による届出等について」
番号21から33まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それでは報告第4号、番号21から33までを一括して説明します。
番号21、農地の所在〇〇〇〇、地目現況「樹園地」、面積「2,341㎡」、外1筆、計「2,673㎡」。
賃貸人〇〇〇〇、〇〇〇〇。
賃借人〇〇〇〇、〇〇〇〇。
解約の理由「他の者と貸借契約を締結するため」であります。
番号22から33までは説明を省略します。
以上です。

議長 報告事項でありますので、以上で終わります。

議長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 15時00分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和元年6月5日

会 長 二 宮 政 明

議事録署名人 大 本 定 一

議事録署名人 長 岡 由 紀